

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十九号
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(植物防疫法の一部改正)
第九十二条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「植物防疫官の」を削り、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「六十日」を「三月」に、「申し立て、再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起する」を「申し立てる」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項に規定する検査又は再検査の結果については、審査請求をすることができない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	新藤 義孝
法務大臣	谷垣 禎一
外務大臣	岸田 文雄
財務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	下村 博文
厚生労働大臣	田村 憲久
農林水産大臣	林 芳正
経済産業大臣	茂木 敏充
国土交通大臣	太田 昭宏
環境大臣	石原 伸晃
防衛大臣	小野寺 五典